

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第2（第11条関係）		
1 施設及び特定設備利用料金の上限額		
(1)から(4)まで (略)		
(5) 冷暖房設備		
区分	使用範囲	金額（円）
冷暖房	片面	(略)
	全面	<u>1時間 37,800円</u>
2 (略)		
備考 (略)		

改正前		
別表第2（第11条関係）		
1 施設及び特定設備利用料金の上限額		
(1)から(4)まで (略)		
(5) 冷暖房設備		
区分	使用範囲	金額（円）
冷暖房	片面	(略)
	全面	<u>1時間 36,750円</u>
2 (略)		
備考 (略)		

第2条 四日市ドーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第5条、第6条関係）	
使用区分	申請期間
<u>1</u> 日本スポーツ協会、中央競技団体等が主催、主管又は共催する全日2日（準備及び撤去を除く。）以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。	使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から使用日の前日まで
<u>2</u> 音楽、芸能、スポーツ等のプロ興行に関し、アリーナ全面を使用する場合	
<u>3</u> 1日単位を超えてアリーナ全面を使用するとき	使用前年度の <u>10月1日</u> から <u>11月30日</u> まで
<u>4</u> 市、県又は国レベル並びにそれらと同程度の大会等のために、1日単位以上でアリーナ全面を使用するとき。	
<u>5</u> （略）	（略）
<u>6</u> （略）	
<u>7</u> アリーナの一般公開日に個人使用するとき。	当日
<u>8</u> （略）	（略）
備考 （略）	

改正前	
別表第1（第5条、第6条関係）	
使用区分	申請期間
<u>1</u> 1日単位を超えてアリーナ全面を使用するとき	使用前年度の <u>11月15日</u> から <u>12月27日</u> まで
<u>2</u> 市、県又は国レベル並びにそれらと同程度の大会等のために、1日単位以上でアリーナ全面を使用するとき。	

<u>3</u> (略)	(略)
<u>4</u> (略)	
<u>5</u> アリーナの一般公開日に個人使用するとき。	当日
<u>6</u> <u>アリーナの早朝一般公開日に個人使用するとき。</u>	
<u>7</u> (略)	(略)
備考 (略)	

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の変更（取消）・還付を申請します。

施 設	
-----	--

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還 付 対 象 額	還付率	還付額
返還額・還付額							円

第3条 四日市ドーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）		
1 施設及び特定設備利用料金の上限額			1 施設及び特定設備利用料金の上限額		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 照明設備			(2) 照明設備		
①夜間照明			①夜間照明		
区分		金額（円）	区分		金額（円）
基本利 用料金	4月1日から9 月30日まで	<u>8,800</u>	基本利 用料金	4月1日から9 月30日まで	<u>8,640</u>
	10月1日から 3月31日まで	<u>13,200</u>		10月1日から 3月31日まで	<u>12,960</u>
追加利 用料金	1／2点灯	1時間 <u>4,4</u> <u>00</u>	追加利 用料金	1／2点灯	1時間 <u>4,3</u> <u>20</u>
	1／4点灯	1時間 <u>2,2</u> <u>00</u>		1／4点灯	1時間 <u>2,1</u> <u>60</u>
②昼間照明			②昼間照明		
区分		金額（円）	区分		金額（円）
全点灯		1時間 <u>8,800</u>	全点灯		1時間 <u>8,640</u>
1／2点灯		1時間 <u>4,400</u>	1／2点灯		1時間 <u>4,320</u>
1／4点灯		1時間 <u>2,200</u>	1／4点灯		1時間 <u>2,160</u>
(3) 音響設備			(3) 音響設備		
区分		金額（円）	区分		金額（円）
アマチュアス ポーツに使用 する場合	簡易操作卓を 使用する場合	1回 <u>3,3</u> <u>00</u>	アマチュアス ポーツに使用 する場合	簡易操作卓を 使用する場合	1回 <u>3,2</u> <u>40</u>
	放送室を使用 する場合	1回 <u>6,6</u> <u>00</u>		放送室を使用 する場合	1回 <u>6,4</u> <u>80</u>
その他の催し 物に使用する 場合	簡易操作卓を 使用する場合	1回 <u>6,6</u> <u>00</u>	その他の催し 物に使用する 場合	簡易操作卓を 使用する場合	1回 <u>6,4</u> <u>80</u>
	放送室を使用 する場合	1回 <u>13,</u> <u>200</u>		放送室を使用 する場合	1回 <u>12,</u> <u>960</u>

(4) 大型映像装置

区分		金額 (円)
アマチュアスポーツに使用する 場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 <u>3,300</u>
	放送室を使用する場合	1回 <u>6,600</u>
その他の催し物に使用する 場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 <u>6,600</u>
	放送室を使用する場合	1回 <u>13,200</u>
広告放映を含んで使用する 場合		1時間 <u>1,000</u>

(5) 冷暖房設備

区分	使用範囲	金額 (円)
冷暖房	半面	1時間 <u>23,100</u>
	全面	1時間 <u>38,500</u>

2 備品器具利用料金の上限額

(1) スポーツ関係

種目	単位	金額 (円)
サッカー	1面1回	<u>1,650</u>
少年サッカー	1面1回	<u>1,100</u>
フットサル(ミニサッカー)	1面1回	<u>660</u>
ハンドボール	1面1回	<u>660</u>
ソフトボール	1面1回	<u>2,200</u>
少年野球	1面1回	<u>2,200</u>
テニス・ソフトテニス	1面1回	<u>660</u>
アメリカンフットボール	1式1回	<u>2,200</u>

(4) 大型映像装置

区分		金額 (円)
アマチュアスポーツに使用する 場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 <u>3,240</u>
	放送室を使用する場合	1回 <u>6,480</u>
その他の催し物に使用する 場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 <u>6,480</u>
	放送室を使用する場合	1回 <u>12,960</u>
広告放映を含んで使用する 場合		1時間 <u>1,800</u>

(5) 冷暖房設備

区分	使用範囲	金額 (円)
冷暖房	半面	1時間 <u>22,680</u>
	全面	1時間 <u>37,800</u>

2 備品器具利用料金の上限額

(1) スポーツ関係

種目	単位	金額 (円)
サッカー	1面1回	<u>1,620</u>
少年サッカー	1面1回	<u>1,080</u>
フットサル(ミニサッカー)	1面1回	<u>650</u>
ハンドボール	1面1回	<u>650</u>
ソフトボール	1面1回	<u>2,160</u>
少年野球	1面1回	<u>2,160</u>
テニス・ソフトテニス	1面1回	<u>650</u>
アメリカンフットボール	1式1回	<u>2,160</u>

ットボール		
ホッケー	1式1回	<u>1,650</u>
ゲートボール	1面1回	<u>550</u>
グラウンドゴルフ	1式1回	<u>550</u>
運動会	1式1回	<u>11,000</u>
バレーボール	1面1回	<u>660</u>
バドミントン	1面1回	<u>660</u>
アーチェリー	1式1回	<u>1,650</u>
ディスクゴルフ	1式1回	<u>1,100</u>
バスケットボール	1面1回	<u>770</u>

(2) 電気機器 (音響・映像・照明関係)

区分	備品器具名	単位	金額 (円)
アーナ	移動式分電盤 (ケーブル・リール付)	1組 1回	<u>4,400</u>
	競技時計操作盤 (ケーブル付)	1式 1回	<u>440</u>
	スポットライトハコゲン平凸レンズ 1KW	1式 1回	<u>880</u>
	スポットライトハコゲンフレネルレンズ 1KW	1式 1回	<u>880</u>
	移動型スピーカ (スタンド)	1台 1回	<u>1,100</u>
	移動型スピーカ (フロア)	1台 1回	<u>1,100</u>
	ワイヤレスマイクロホン (ハンド型)	1本 1回	<u>1,100</u>

ットボール		
ホッケー	1式1回	<u>1,620</u>
ゲートボール	1面1回	<u>540</u>
グラウンドゴルフ	1式1回	<u>540</u>
運動会	1式1回	<u>10,800</u>
バレーボール	1面1回	<u>650</u>
バドミントン	1面1回	<u>650</u>
アーチェリー	1式1回	<u>1,620</u>
ディスクゴルフ	1式1回	<u>1,080</u>
バスケットボール	1面1回	<u>760</u>

(2) 電気機器 (音響・映像・照明関係)

区分	備品器具名	単位	金額 (円)
アーナ	移動式分電盤 (ケーブル・リール付)	1組 1回	<u>4,320</u>
	競技時計操作盤 (ケーブル付)	1式 1回	<u>430</u>
	スポットライトハコゲン平凸レンズ 1KW	1式 1回	<u>860</u>
	スポットライトハコゲンフレネルレンズ 1KW	1式 1回	<u>860</u>
	移動型スピーカ (スタンド)	1台 1回	<u>1,080</u>
	移動型スピーカ (フロア)	1台 1回	<u>1,080</u>
	ワイヤレスマイクロホン (ハンド型)	1本 1回	<u>1,080</u>

	ワイヤレスマイクロホン (タイピン型)	1本 1回	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>
	コンデンサマイクロホン	1本 1回	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>
	ダイナミックマイクロホン	1本 1回	<u>6 6 0</u>
(略)			
	マイクケーブル	1巻 1回	<u>3 3 0</u>
	スピーカケーブル	1巻 1回	<u>3 3 0</u>
	マルチコネクタボックス	1台 1回	<u>5 5 0</u>
	マルチケーブル	1巻 1回	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>
	マルチケーブル (リール付)	1巻 1回	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>
(略)			
大会 議室	音響セット	1式 1回	<u>8 8 0</u>
	映像セット	1式 1回	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>
小会 議室	レクチャーテーブル	1式 1回	<u>5 5 0</u>
練習 室	音響セット	1式 1回	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>

(3) 舞台関係

備品器具名	単位	金額 (円)
簡易ステージ	1台1回	<u>5 5 0</u>
演台	1台1回	<u>5 5 0</u>
(略)		

	ワイヤレスマイクロホン (タイピン型)	1本 1回	<u>1, 0</u> <u>8 0</u>
	コンデンサマイクロホン	1本 1回	<u>1, 0</u> <u>8 0</u>
	ダイナミックマイクロホン	1本 1回	<u>6 5 0</u>
(略)			
	マイクケーブル	1巻 1回	<u>3 2 0</u>
	スピーカケーブル	1巻 1回	<u>3 2 0</u>
	マルチコネクタボックス	1台 1回	<u>5 4 0</u>
	マルチケーブル	1巻 1回	<u>1, 0</u> <u>8 0</u>
	マルチケーブル (リール付)	1巻 1回	<u>1, 0</u> <u>8 0</u>
(略)			
大会 議室	音響セット	1式 1回	<u>8 6 0</u>
	映像セット	1式 1回	<u>1, 0</u> <u>8 0</u>
小会 議室	レクチャーテーブル	1式 1回	<u>5 4 0</u>
練習 室	音響セット	1式 1回	<u>1, 0</u> <u>8 0</u>

(3) 舞台関係

備品器具名	単位	金額 (円)
簡易ステージ	1台1回	<u>5 4 0</u>
演台	1台1回	<u>5 4 0</u>
(略)		

パネルスクリーン (音響反射板)	1式1回	1,650	パネルスクリーン (音響反射板)	1式1回	1,620
(4) その他			(4) その他		
備品器具名	単位	金額(円)	備品器具名	単位	金額(円)
(略)			(略)		
バトン	1本1回	440	バトン	1本1回	430
(略)			(略)		
養生シート	1枚1回	440	養生シート	1枚1回	430
(略)			(略)		
フォークリフト	1台1回	3,300	フォークリフト	1台1回	3,240
ハンディビデオカ メラ	1台1回	1,100	ハンディビデオカ メラ	1台1回	1,080
(略)			(略)		
表彰台	1式1回	550	表彰台	1式1回	540
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成31年4月1日

(2) 第3条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の四日市ドーム条例施行規則別表第3の規定は、同条の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)